

三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船利用料徴収基準

練習船運営委員会決定

令和7年7月24日

三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸利用規程（以下「規程」という。）第7条に定める練習船利用料、同規程第9条に定める練習船利用料の減額又は免除（以下「減免」という。）、同規程第11条に定める実費負担金及び同規程第12条に定める違約金については、以下のとおりとする。

【利用の申請及び許可の対象外】

当面の間、本学及び協定締結校の教育課程上の単位の認定を伴う練習船の利用については、規程第4条に定める利用の申請及び許可の対象外とし、教育関係共同利用における利用の促進に努める。

【練習船利用料】

1. 航海開始前の航海日程の変更及び練習船利用料の算出

利用代表者又は利用者の事由による航海開始前の日程の変更又は取消しについては、規程第4条第4項による変更申請書の本学における受理日が、当該航海を含む航海の開始の日の3か月前を過ぎていた場合、違約金として、許可を受けた日数分の練習船利用料に相当する額を本学に支払うものとする。

2. 航海開始後の航海日程の変更及び練習船利用料の算出

利用者の責に帰さない天候その他の航海日程の変更は、その都度協議する。

3. 主体利用取消しによる余席利用の取消しにかかる余席利用料

余席利用は、利用許可を受けていた主体利用航海が取り消された場合においては、余席利用料の支払いを要さない。

【練習船利用料の減免】

練習船利用料の減免については、提出された「練習船利用料減免申請書」の内容を基に、以下の基準を参照し、運営委員会にて審議決定する。なお、練習船利用料減免申請書の提出がない場合は、利用料を減免しない。

減 免 の 対 象	減 免 内 容
生物資源学部又は生物資源学研究科（以下「本学部等」という。）における海洋科学に関する実験、実習及び研究調査等を行う者	練習船利用料は、規程第3条第1項に定める者は原則として免除する。
本学との間で、包括連携協定等の相互施設利用が定められている協定が締結されている機関等又は	練習船利用料は、規程第3条第1項に定める者と同様の扱いとする。

それらに所属する者	
本学部等との間で、相互施設利用等が結ばれている機関等又はそれらに所属する者	練習船利用料は、規程第3条第1項に定める者と同様の扱いとする。
本学又は本学部等が主催する地域貢献活動等のため、練習船を利用する者	余席利用の場合、免除する。
生物資源学部長又は生物資源学研究科長からの依頼により、練習船を利用する機関等又はそれらに所属する者	余席利用の場合、免除する。
その他練習船を利用することが、本学、本学部等の教育研究、広報等に特に資すると認められる機関等又はそれらに所属する者	余席利用の場合、免除する。

【実費負担金】

実費負担金の算出

規程第11条における実費負担金は、三重大学大学院学則第6条の2に定めた研究科附属の教育研究施設と比較検討し、運営委員会において確認した負担金の額によるものとする。

附 則

この基準は、令和7年7月31日より施行する。